

開催年月日 令和3年3月15日（月）
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 保健福祉部長 三瓶 徹
 福祉局長 佐賀井 祐一
 保護担当課長 森本 秀樹

質問内容	答弁内容
<p>三 生活保護について</p> <p>（一）生活保護扶助費の減額について 保健福祉関係の義務的経費のうち、生活保護扶助費は、当初予算で約280億円でしたが、本補正予算案では約6億5,900万円の減となっています。その理由をまず伺います。</p> <p>（二）生活保護の申請状況について コロナ禍ですとね、困窮が拡大する中で、生活保護の申請状況は注目される場所ですが、どう変化をしたのか。2020年1月から12月までの期間における、受給者数の推移と対前年比を明らかにしてください。</p> <p>（三）申請が増加しない理由について コロナ禍で仕事を失うなど生活基盤が揺らぐ事態が生まれていて、有効に活用されるべきものがそうになっていない状況だと思うのです。健康で文化的生活を継続し、自立に向かうために生活保護が活用されるべきと考えております。厚生労働省も「生活保護は権利です」とわざわざ広報しました。しかし、強いスティグマや扶養照会を理由に生活保護申請を躊躇する方が多いのが実態ですけれども、道は、コロナ禍で困窮者が増加する中で、生活保護申請が増加しない理由をどうお考えでしょうか。</p>	<p>【福祉局長】 生活保護扶助費の補正についてでございますが、生活保護制度は、都道府県や市等が実施主体となりまして、国が定める基準に基づき、生活や住宅、また、医療扶助等の最低生活費から、その世帯の収入を差し引いた額につきまして、保護費等として支給するものでございます。道といたしましては、これらのうち、町村部を所管いたします福祉事務所でございます振興局に係る支出分を、生活保護扶助費の所要予算額として、計上しているところでございます。</p> <p>令和2年度の当初予算におきましては、これまでの保護世帯の推移ですとか、国の基準改定によります影響等を考慮いたしまして、280億8,532万2千円を予算計上していたものでございますが、今回の補正予算におきましては、これまでの間における執行実績や被保護人員の減少等を踏まえつつ、その上で、今後の支給分も想定しまして、再精査を行いまして、当初予算から、6億5,987万7千円を減額し、これにより、総予算額を274億2,544万5千円とする補正予算案を計上したところでございます。</p> <p>【保護担当課長】 申請状況等についてでございますが、本道における令和2年1月から12月までの全道の保護申請件数は、国の被保護者調査によりますと、概ね毎月1,200件前後で推移しており、前年同月と比べ、1月に84件、4月に131件、9月に74件、12月に9件増加しているものの、それ以外の月については減少し、合計で15,226件と、前年に比べ148件減少しております。</p> <p>また、全道の被保護人員につきましては、令和2年1月に157,740人が保護を受給しておりましたが、令和2年12月には2,501人減少し、155,239人になっているところでございます。</p> <p>【保護担当課長】 申請状況についてでございますが、道内における申請件数は、平成22年度以降減少しておりまして、その主な要因には、高齢化の進行や人口減少による影響が想定されますとともに、今年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響等を考慮した生活福祉資金の特例貸付や持続化給付金など、生活を支えるための各種支援策が受けられる面もあり、社会経済情勢が厳しい状況にある中であっても、申請件数の増加にはつながっていないのではないかと考えているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(四) 扶養照会について 今までの支援に一定程度の効果はあると思うんですけども、所持金が数百円しかないという方まで出ているんですよ。 この申請の大きな壁となっている扶養照会について、田村厚生労働大臣は国会で「義務ではない」と繰り返し答弁していますが、道も同じ認識か伺います。</p> <p>(五) 一欠</p> <p>(六) 生活保護申請の改善について わかりにくい答弁でしたけど、扶養照会は要件ではないということを確認させていただいたところです。生活保護を申請できない理由の多くが扶養照会で身内に知られることが辛いということが言われています。義務でも要件でもなく、ほとんどが金銭的支援に繋がらない、極めて非効率な扶養照会という業務が、申請の障害になっているなら、緊急に改善すべきと考えますがいかがですか。</p> <p>(七) 保護申請をためらう現状の改善について 国の通知は少し不十分なんです。相談をしに福祉事務所の窓口を訪れる人は、暮らしが急迫しているからこそ、そこに来ているわけで、その方達が家族に知られることを恐れて保護申請をためらう現状は一刻も早く改めるべきだと思います。道としてどのように改善していくのか、最後に伺います。</p>	<p>【保護担当課長】 扶養照会についてでございますが、生活保護制度では、扶養照会は「保護の要件」とは異なる位置付けのものとして規定され、保護の実施機関が要保護者からの申告等により、扶養義務者の存否を確認し、存在が確認されました扶養義務者のうち、金銭的援助や精神的な支援などの扶養の可能性について、要保護者からの聞き取り等を行い、「扶養義務の履行が期待できない」と判断された方には、基本的には直接の照会を行わない取扱いとされているところでございます。</p> <p>【福祉局長】 生活保護についてでございますけれども、道では、これまで、福祉事務所が相談者の方々の申請権を侵害することなどが無いよう、相談に際しましては、きめ細やかな配慮をしながら、適切に対応をすること、更には、速やかな保護の決定等の取組みが、しっかりと進められますよう、監査等を通じまして、機会あるごとに、福祉事務所に対しまして指導を行ってきたところでございます。 道といたしましては、今後とも、保護が必要な方々に、確実かつ円滑に保護が実施されますよう、ホームページを活用した保護制度の周知ですとか、福祉事務所が適切な実施体制の確保を図るなどいたしまして、国の通知等に基づきながら、きめ細やかで、丁寧な対応が図られますよう、しっかりと努めてまいります。</p> <p>【保健福祉部長】 今後の取り組みについてでございますが、生活保護法では、扶養義務者の扶養は、保護に優先して行われますが、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないものと定められておりまして、その実施にあたりましては、国の法定受託事務でありますことから、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には、基本的に直接の照会を行わないなどの取扱いが定められているところでございます。 今回の制度改正では、こうした対象者に関して、今の時代や実態に即した運用ができるよう必要な見直しが行われ、扶養照会等が適切に実施されますよう、その取扱いが徹底されたものと認識しており、道では、扶養照会に際しては、申請者に対し、丁寧に扶養義務者の状況等を聞き取りながら、個々の要保護者に寄り添った対応が、しっかりとなされるよう福祉事務所に対し通知しているところでございまして、今後とも、こうした取扱いにつきましては、監査等を通じまして、機会あるごとに指導をさせていただきますとともに、最後のセーフティネットであります生活保護制度が、適切に運営され、その機能が維持されますよう、努めてまいります。</p>